

## 標準営業約款(Sマーク)



に登録しましょう!!

“Sマーク”は消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心のマークです。  
あなたのお店も、お客様に安心と信頼をあたえる“Sマーク”に登録しませんか。

生活衛生同業組合の組合員で“Sマーク”に登録している営業者の方を対象に、通常の運  
転資金よりも有利な利率でご利用いただける貸付制度があります。

### ◆制度のご案内◆

	運 転 資 金
ご利用いただける方	生活衛生同業組合の組合員で、標準営業約款に登録している営業者の方
ご 融 資 額	5,700万円以内
ご 返 済 期 間	7年以内
据 置 期 間	2年以内
利 率	基準利率 -0.40% 「振興促進支援融資制度に係る事業計画書」の確認を受けると 基準利率 -0.55% さらに、「生産性向上に係る事業計画書」を提出した方は 基準利率 -0.70%

「振興促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定し、生活衛生同業組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、利率が0.15%引き下げとなります。また、併せて「生産性向上に係る事業計画書」を提出するとさらに0.15%引き下げとなります【振興事業促進支援融資制度】。

※基準利率は保全状況によって変動いたします。

※利率は金融情勢によって変動いたします。

組合に加入されていない方は、組合加入と併せて標準営業約款登録をご検討下さい。

(公財)兵庫県生活衛生営業指導センター ☎078-361-8097

理容 078-577-1881    クリーニング 078-322-2121    美容業 078-575-5885  
麺類食堂業 078-335-8638    飲食業 078-391-4210